

福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開 (見える化要件)

令和元（2019）年10月の消費税引き上げに伴う報酬改正において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表します。

入職促進に向けた取組

- ・ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

腰痛を含め心身の健康管理

- ・ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- ・ タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい・働きがいの構成

- ・ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供